

滋賀県医師協同組合員向け融資 「ドクタープラチナム フリー」

令和2年4月1日現在

商品名	・滋賀県医師協同組合員向け融資「ドクタープラチナムフリー」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての要件を満たす個人または法人の方。 <ul style="list-style-type: none"> ①滋賀県医師協同組合員の方(組合員・賛助会員・勤務医部会員) ②当金庫営業エリア内に居住または勤務、もしくは事業所を有している方。 ③原則として、開業医の方は診療報酬の振込口座、勤務医の方は給与振込口座を当金庫にて開設いただいている、またはご融資実行までに開設いただける方。 ・お申し込みの際は、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
お使いみち	・自由(投機的資金を除く)。
ご融資限度額	・1, 500万円以内(1万円単位)
ご融資期間	・原則7年以内。
ご融資利率	<p>[変動金利型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率 ご融資利率は店頭でご確認ください。なお、ご融資利率の基準となる金利はみずほ銀行が毎月発表する長期プライムレート(以下長期プライムレートとし、長期プライムレートから年0.40%金利引下げたものをご融資利率といたします。また、利率は金利動向などに応じて変動します。 ・ご融資後の利率の見直し 毎年4月1日および10月1日を見直し基準日として年2回行い、各基準日における長期プライムレートと、その直前の基準日における長期プライムレートとの利率差だけ融資利率を変動します。新融資利率は、4月1日基準日の場合は同年7月の約定返済日の翌日から、10月1日基準日の場合は翌年1月の約定返済日の翌日からそれぞれ適用されます。 <p>※令和2年4月1日以降の新規ご融資分より、ご融資実行時からご返済期間の全期間を通じて適用される最下限利率を、年0.55%とします。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済とします。なお、ボーナス月増額返済はできません。 返済日は5日、10日、15日、20日、25日のいずれかとし、ご指定口座より自動引落しさせていただきます。
保証人	・原則、法人の場合は代表者1名、個人の場合は配偶者または法定相続人1名の連帯保証が必要です。
担保	・不要です。
手数料	・詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話:0120-549-274)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>